

農地の賃借料情報

農地法第52条の規定により、地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が調査し幕別町のホームページで提供しています。調査内容は、過去1年間(平成24年1月から12月まで)に農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき締結(公告)された賃貸借契約を地区ごとに平均額、最高額、最

1. 畑(普通畑)の部 (10a当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	9,900円	15,000円	4,500円	170
幕別地区(高台)	8,300円	13,000円	3,000円	259
忠類地区	3,700円	5,300円	2,500円	42

2. 畑(牧草畑)の部 (10a当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100円	7,700円	4,000円	平成23年データ
幕別地区(高台)	4,700円	5,700円	3,000円	33
忠類地区	2,500円	3,600円	1,200円	62

※幕別地区の低台地区とは、新川の一部、明野北、明野南の一部、軍岡の一部、相川、相川東・北・南・西、猿別の一部、千住1・2・東、稲土別の一部、依田、西和、途別、幕別・札内市街地も含む。

※幕別地区の高台地区とは、上記地区と忠類地区を除いた地区である。

※2 畑(牧草畑)の部 幕別地区(低台)については、平成24年中に締結された賃貸借がないことから、前年数値を記載している。

低額を出し、10a当たりの賃借料情報は次のとおりとなっております。なお、賃借料情報の平均額の2倍以上は、極端に高額な借賃として不許可になるおそれがありますので、契約を締結する場合には2倍以上にならないようご注意ください。

農業生産法人事業報告書

農業生産法人は農地法第6条に基づき、毎事業年度の終了後3カ月以内に「農業状況を記した農業生産法人事業報告書」を経営地のある市町村の農業委員会に報告しなければならない義務があります。なお、複数の市町村がある場合は全ての市町村に報告することになります。

例えば、決算期が3月末の農業生産法人は6月末までに報告しなければなりません。

農地法では、農業生産法人以外の法人は農地の所有地取得を認めておりません。報告が提出されていない農業生産法人の場合は、権利取得者としての資格を有するか否かの判断ができません。また、事業状況を把握することができないため、農地基本台帳の整備や営農証明などので、必ず報告してください。

報告をしない又は虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰則規定があります。

農地の転用

農地に住宅や畜舎などの施設を建設する際は、その農地が農業振興地域整備計画に基づく農用地区域に含まれているかどうかを事前に確認をしなければなりません。農用地区域であれば「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づく用途変更や除外などの手続きをした後、農地法による農地転用手続きが必要となります。

申請前にかならず事前相談

農振や農地法の許可申請をする場合は確認事項がありますので、かならず申請前に農業委員会や農林課に相談してください。農地法の転用は申請から許可通知まで最低でも2カ月程度かかり、農振の手続きは更に時間がかかります。